

国立大学法人京都大学部局長会議規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学部局長会議規程 (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略) (構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事（非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。） (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。） (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長及び国際戦略本部長 (10) 物質—細胞統合システム拠点長及び高等研究院長 (11) 総長が指名する事務本部の部長</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (同 左) (7) (8) (9) (10) 高等研究院長 (11) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略) (開示請求)</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、総務部<u>法務・コンプライアンス課</u>に置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(開示請求)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、総務部<u>法務室</u>に置く。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p>	

改正前	改正後
<p>(前 略) (開示請求) 第20条 法第12条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。 2 (略) 3 第1項に定める開示窓口は、総務部<u>法務・コンプライアンス課</u>に置く。 4 (略) (後 略)</p>	<p>(開示請求) 第20条 } (同 左) 2 } 3 第1項に定める開示窓口は、総務部<u>法務室</u>に置く。 4 (同 左)</p>
<p align="center">京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程 (平成27年達示第49号)</p>	
<p>(前 略) (開示請求) 第24条 個人情報保護法（番号法第29条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）第12条の規定に基づき、保有特定個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。 2 (略) 3 第1項に定める開示窓口は、総務部<u>法務・コンプライアンス課</u>に置く。 (後 略)</p>	<p>(開示請求) 第24条 } (同 左) 2 } 3 第1項に定める開示窓口は、総務部<u>法務室</u>に置く。</p>
<p align="center">京都大学におけるコンプライアンスに関する規程 (平成24年達示第65号)</p>	
<p>(前 略) (コンプライアンス推進本部) 第7条 本学に、コンプライアンス推進本部（以下「本部」という。）を置く。 2～7 (略) 8 本部に関する事務は、総務部<u>法務・コンプライアンス課</u>において行う。 9 (略) (後 略)</p>	<p>(コンプライアンス推進本部) 第7条 } (同 左) 2～7 } 8 本部に関する事務は、総務部<u>法務室</u>において行う。 9 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 } (1)～(2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>総務部法務・コンプライアンス課及び学外の法律事務所に、</u>通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口を担当者を置き、<u>総務部法務・コンプライアンス課の職員</u>又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } 2 } (同 左) 3 } (1)～(2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第12節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）<u>並びに事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</u></p> <p>(通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>監査室及び学外の法律事務所</u>に、通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口を担当者を置き、<u>監査室員</u>又は前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成22年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構</p>	<p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）にあつては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあつては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、教員以外の教職員にあつては所属する部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構</p>

改正前	改正後
<p>を除く。)に定める施設等をいう。)、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p>	<p>を除く。)に定める施設等をいう。)、事務本部の各部及び<u>監査担当事務室並びに</u>各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p>
<p>2 (略) (後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程 (平成19年達示第62号)</p>	
<p>(前 略) (組織体制)</p>	<p>(組織体制)</p>
<p>第8条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室(以下「不正防止計画推進室」という。)を置く。</p>	<p>第8条 } (同 左)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 }</p>
<p>4 不正防止計画推進室の事務は、<u>総務部法務・コンプライアンス課</u>、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。 (後 略)</p>	<p>4 不正防止計画推進室の事務は、<u>監査担当事務室</u>、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 (平成22年達示第67号)</p>	
<p>(前 略) (定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 } (同 左)</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) }</p>
<p>(8) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、<u>事務本部の各部及び各共通事務部</u>をいう。 (後 略)</p>	<p>(8) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)<u>並びに事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部</u>をいう。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における核燃料物質の計量及び管理に関する規程 (昭和52年達示第40号)</p> <p>(前略)</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学部 医学部 医学部附属病院 薬学部 工学部 (放射実験室を除く。) 工学部放射実験室 農学部 (宇治地区を除く。) 農学部 (宇治地区) 大学院人間・環境学研究科 化学研究所 ウイルス・再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 <u>物質—細胞統合システム拠点</u> 	<p>別表</p> <p>(同左)</p> <p><u>高等研究院物質—細胞統合システム拠点</u></p>
<p>国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。) 第3章第7節から第11節まで (第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。) に定める施設等をいう。) をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、教育院長 (組織規程第47条第1項に定める教育院等の長をいう。)、<u>物質—細胞統合システム拠点の長及び高等研究院の長をいう。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条</p> <p>(同左)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(6) 部局 各研究科等 (各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。) 第3章第7節から第11節まで (第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。) に定める施設等をいう。) をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)<u>並びに事務本部の各部及び監査担当事務室並びに各共通事務部をいう。</u></p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、教育院長 (組織規程第47条第1項に定める教育院等の長をいう。) 及び高等研究院の長をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
2 (略) (後 略)	2 (同 左) 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。